

2018年10月31日

各位

会社名 株式会社 VOYAGE GROUP
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 宇佐美 進典
(コード番号 3688 東証第1部)
問合せ先 取締役 CFO 永岡 英則
(TEL. 03-5459-4226)
(URL. <https://voyagegroup.com/>)

会社名 株式会社サイバー・コミュニケーションズ
代表者名 代表取締役社長 新澤 明男
問合せ先 コーポレートコミュニケー
ション担当マネージャー 高松 幹夫
(TEL. 03-6837-6034)

会社名 株式会社電通
代表者名 代表取締役社長執行役員 山本 敏博
(コード番号 4324 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケー
ション局 局長 河南 周作
(TEL. 03-6216-8041)

**VOYAGE GROUPとサイバー・コミュニケーションズの経営統合
(VOYAGE GROUPとサイバー・コミュニケーションズとの間の株式交換契約の締結並びにVOYAGE GROUPの吸
収分割による持株会社体制への移行、
商号変更その他の定款の一部変更及び親会社の異動に関するお知らせ)**

株式会社VOYAGE GROUP（以下「VOYAGE GROUP」といいます。）、株式会社電通（以下「電通」といいます。）、及び電通の完全子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下「CCI」といいます。）は、本日開催の各社の取締役会において、VOYAGE GROUP及びCCIがインターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、2019年1月1日（予定）（以下「本統合日」といいます。）をもって、VOYAGE GROUP及びCCIの対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）、並びにVOYAGE GROUP、電通及びCCIの間における資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことをそれぞれ決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

上記の本経営統合の一環として、VOYAGE GROUPとCCIは、本日開催の各社の取締役会において、VOYAGE GROUPを株式交換完全親会社、CCIを株式交換完全子会社とし、本統合日を効力発生日として、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換については、VOYAGE GROUPにおいては2018年12月上旬に開催予定の第20回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、また、CCIにおいては2018年12月上旬の臨時株主総会にて、

それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、本統合日を効力発生日として行うことを予定しております。なお、本株式交換を実施した場合にも、VOYAGE GROUP株式は引き続き、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場される予定であります。これについて、東京証券取引所の上場廃止基準（市場第一部）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、VOYAGE GROUP株式の上場は引き続き維持されますが、VOYAGE GROUPは猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

また、VOYAGE GROUPは、本日開催の取締役会において、本統合日をもって持株会社体制へ移行すべく、本株式交換の効力が発生することを条件として、吸収分割（以下「本分割」といいます。）により、株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（VOYAGE GROUPの100%子会社として本日に設立された会社であり、本統合日に本株式交換の効力が発生したことを条件として、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更する予定です。以下「分割準備会社」といいます。）に、VOYAGE GROUPの営む一切の事業（ただし、本分割及び本株式交換後に分割準備会社及びCCIの経営を管理するために必要な権利義務を除きます。以下「本件事業」といいます。）を承継させることを決議し、分割準備会社との間で、VOYAGE GROUPを吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、本統合日を効力発生日とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

併せて、VOYAGE GROUPは、本株式交換の効力が発生することを条件として、本統合日をもって、VOYAGE GROUPの商号を変更すること、その事業目的を持株会社体制に合致したものに変更すること等を内容とする定款変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を本定時株主総会に付議することを予定しております。

なお、VOYAGE GROUPの変更後の商号は現時点で未定であり、決定次第速やかにお知らせいたします（以下、商号変更後のVOYAGE GROUPを「新会社」といいます。）。

本分割及び本定款変更については、2018年12月上旬に開催予定の本定時株主総会において本吸収分割契約及び本定款変更の承認を受けた上で、本統合日をもって効力を発生することを予定しております。

また、VOYAGE GROUP並びに本株式交換を通じて新会社（現VOYAGE GROUP）の親会社となることが予定される電通及び新会社の子会社となることが予定されるCCIは、本日開催の各社の取締役会において、三社がインターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、三社の業務提携関係の強化を図るため、本資本業務提携を行うことを決議し、三社の間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。詳細については本日付公表の「VOYAGE GROUP、サイバー・コミュニケーションズ及び電通の資本業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本分割は、VOYAGE GROUPの完全子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本経営統合について

1. 本経営統合の背景・目的

(1) 本経営統合の背景

VOYAGE GROUPは、1999年10月の設立以来、懸賞サイト「MyID」に始まり、市場環境の変化に合わせて、価格比較サイト、ポイントサイトと形を変え、長年にわたるメディア運営をはじめ、インターネット領域において様々な事業開発を行っています。メディア運営で培ったノウハウを元に、2010年より、媒体社の広告収益最大化を支援するSSP「fluct」の提供を開始しました。現在は、①このSSP「fluct」や広告主向けサービス「Zucks」をはじめとした広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、②ポイントサイト「ECナビ」やポイント交換サイト「PeX」など、販促系インターネットメディアを企画・運営する「ポイントメディア事業」、及び③HR、EC、FinTechを中心としたインターネットサービス領域において様々な新規事業の開発を進める「インキュベーション事業」の3セグメントを主力事業としております。この原動力となってきたのが、創業時からの「世界を変えるようなスゴイことをやる」という想いを”360°スゴイ”と表した「SOUL」と、大事にしたい8つの価値観「CREED」であり、この「SOUL」と「CREED」を合わせた経営理念をベースに、採用・育成・活性化にも取り組んでまいりました。そして、2014年7月には、東京証券取引所マザーズ市場へ上場、翌2015年9月には、東京証券取引所市場第一部へ市場変更しました。複数の事業を展開するVOYAGE GROUPが今後も継続して業容拡大を遂げていくためには、既存事業における事業成長を推進するとともに、過去の事業開発で得た経験やノウハウを元に新しい事業領域に対する事業開発をバランスよく進め、中長期的にはアドプラットフォーム事業及びポイントメディア事業以外にも3つ目、4つ目の柱となりうる強く、大きな事業を創出していくことが重要な課題であると認識しております。

CCIは、電通とソフトバンク株式会社の合弁会社として1996年6月に日本におけるデジタル広告の開始とともに日本初のデジタル専門広告会社として発足し、メディアレップ、すなわちインターネットメディアにとっては広告枠を販売する営業組織として、また、広告会社及び広告主にとっては広告枠を購入する仕入れ組織として、両者を結び付ける役割を果たしてまいりました。また、幅広いステークホルダーに対し、デジタル広告参入、ビジネス構築サポートを積極的に実施し、業界団体の理事として業界ルールの策定等、業界の健全な発展を推進する役割を果たしてまいりました。この結果、CCIは安定的な利益を確保しつつ事業を成長させ、2000年に株式会社大阪証券取引所のヘラクレス市場（現東京証券取引所JASDAQ市場）、2003年に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場会社として一段の飛躍を遂げた後、メディアとクライアントの双方の課題解決に向け、より中長期的な視野で、効果的かつ創造的なソリューション提案とデジタル領域での新収益獲得に向けた事業推進体制を整えるため、2009年に電通によるCCIの完全子会社化がなされました。以来、電通グループ（電通並びに電通の連結子会社942社及び持分法適用関連会社75社により構成される企業グループをいう。以下同じ。）の各社が持てる資源と能力を結集してシナジーの最大化を着実かつ迅速に進めるため事業領域を拡大しつつ、「The Media Growth Partner」の経営ビジョンのもと、自社開発はもとより、有力企業との積極的なパートナー提携を通じて最先端技術やサービスを提供してまいりました。今後、かかる事業領域の拡大をさらに効果的なものとするにあたり、インターネット広告分野の技術やサービスの急速な進化とこれに伴うメディアの構造変化に対して適切に対応するとともに、複雑化、多様化するニーズに対応しうる柔軟な経営体制を構築することが、今後の重要な課題であると認識しております。

電通は、インターネットサービス領域において、メディア、プラットフォーマー等との連携を深めつつ電通グループを含め、電通とそれらの事業者の強みをつなぎ合わせることで、顧客に対して多様なサービスを提供してまいりました。さらに顧客のビジネスデザイン領域におけるサービスラインの拡張を進めております。「デジタルマーケティング」領域の重要性が更に増している中、電通グループでは、顧客の課題を解決するためのシステム又は基盤（Marketing Technology）までも提供可能とする広範なサービス提供体制を追求しております。特に、デジタルテクノロジーを中心とした技術革新に伴い、顧客企業、広告業界及び生活者行動の全てが変化しており、電通グループもテクノロジーやデータに基づく統合的なプランニング手法を継続的に洗練していくことが必要であると考えております。

デジタルメディア運用の分野においては、データ基盤の整備を進めつつ、その戦略構築力・運用力を高めるべく、電通グループが一体となって競争力の強化に努めておりますが、国内外ともにデータやテクノロジーの活用等、デジタル化への対応の重要性がさらに高まっており、このような環境変化の中で、電通グループが顧客や社会から真に必要なとされる価値を創り出すための事業のあり方を革新していくことも喫緊の課題であると認識しています。

前述のとおり、VOYAGE GROUP及びCCIにとって主力事業であるインターネット広告事業においては、スマートフォン広告市場の拡大や動画広告市場の急速な立ち上がり、及びデータやテクノロジーを活用する広告主の増加により、事業環境は大きく変化し、より高度で専門的な技術と強固な事業運営体制が求められております。VOYAGE GROUP及びCCIは、このような中でそれぞれの事業領域における課題に取り組み、業績の拡大及び企業価値の向上を目指すとともに、更なる事業の継続的な成長や発展の加速化を実現すべく、アライアンスを検討してまいりました。その結果、VOYAGE GROUP、電通及びCCIは同じインターネット広告領域に属してはいるものの、VOYAGE GROUPはアドプラットフォーム領域及びメディア領域での技術力やそれによる製品等に強みを有する一方で、電通及びCCIはマスメディアやナショナルクライアントに対するリーチ力等に強みを有しているなど、展開事業としては重なり合う部分が少ない上、兼ね備える競争力の源泉も異なるため、三社が保有する人材及び技術といった経営資源を相互に活用することにより、インターネット広告領域における成長スピードの面や、多様化するメディア領域における対応力の強化の面において大きなシナジーを創出することができるとの認識に至り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

（２）本経営統合の目的

本経営統合により、VOYAGE GROUP、電通及びCCIの強みを活かしたシナジーの創出を図ることで、企業価値の向上を目指してまいります。

① インターネット広告領域におけるリーチ力の強化

VOYAGE GROUP及びCCIは、同領域でビジネスを展開しているものの、その顧客・メディアの重複は多くありません。このため、それぞれの有するネットワークを互いに活用することで、インターネット広告業界でのプレゼンスの更なる向上を目指してまいります。具体的には、VOYAGE GROUPが保有する広告配信プラットフォーム（アドネットワーク・DSP・SSP）のCCI販路への拡販など、クロスセルの拡大による顧客基盤の強化が可能と考えております。

② 開発力の向上及び新たな自社プロダクトの開発

VOYAGE GROUPのアドプラットフォーム領域及びメディア領域での技術力、電通及びCCIの持つマーケティングテクノロジーなど、三社の技術力・ノウハウを持ち寄ることにより、新たな自社プロダクトの開発を進めてまいります。たとえば、広告配信ツール、信頼性の高いメディアを核としたアドネットワーク/プログラマティックバイイング型商品、アド Fraud 対策・ブランドセーフ対応型商品、ダッシュボード等、インターネット広告プレーヤーに対する競争力の強化に繋がるプロダクトを開発し、収益力及び競争力の強化を目指してまいります。

また、将来的には、インターネット広告に留まらず、あらゆるメディアのプログラマティック化対応を支援する商材の開発も行っております。

③ 新たな事業領域の拡大

中長期的には、インターネット広告領域における取組みに加え、積極的にその他のネット領域における事業拡大にも取り組んでまいります。インターネット広告領域の強みをもって広告関連以外の領域も含めた事業開発を推進することが、中長期的な企業価値の最大化にとって重要であると考えております。また、本経営統合によりVOYAGE GROUP及びCCIの事業開発機能の連携を密に行い、意思決定スピードの向上が可能な体制を構築してまいります。

上記を踏まえ、VOYAGE GROUPと電通の100%子会社であるCCIが株式交換によって対等の精神に基づく経営統合を行うとともに、新会社（現VOYAGE GROUP）が電通グループに参画することが三社の成長戦略上必要な施策であり、企業価値向上にとって最も適した選択肢であるとの考えで三社の見解が一致したことから、このたびの株式交換の手法を用いた本経営統合の実施の決定に至っております。

本経営統合により新会社は、電通の連結子会社として電通グループ内企業間のシナジーや資源最適化を追求し、積極的に連携を図ってまいります。また、同時に独立した企業体として管理体制を強化し、企業価値及び社会的存在価値を最大化してまいります。また、CCIは、本株式交換により電通の完全子会社からは外れるものの、新会社の中核事業会社としてグループの経営資源を最大限に活用し、より効率的かつ戦略的な事業活動を推進してまいります。また、VOYAGE GROUP及びCCIの間接部門・共通部門の機能においても、業務の効率化及び重複コストの削減を図ることができるものと考えております。

VOYAGE GROUP、電通及びCCIはそれぞれの事業規模にかかわらず、今後とも対等な立場で協議しながら、相互の強みを生かした戦略的な事業提携・連携を推進することにより、シナジーの拡大、競争力強化及び経営効率向上による更なる成長の実現を図り、三社の企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 本経営統合の概要

(1) 本経営統合の方法

① VOYAGE GROUP及びCCI間の株式交換

本株式交換により、VOYAGE GROUPは、CCIの発行済株式の全部を取得し、CCIの親会社である電通に対してVOYAGE GROUPの普通株式を割当て交付します。

② VOYAGE GROUPによる吸収分割

本株式交換の効力が発生していることを条件として、VOYAGE GROUPを吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本分割により、VOYAGE GROUPの本件事業に関する権利義務を分割

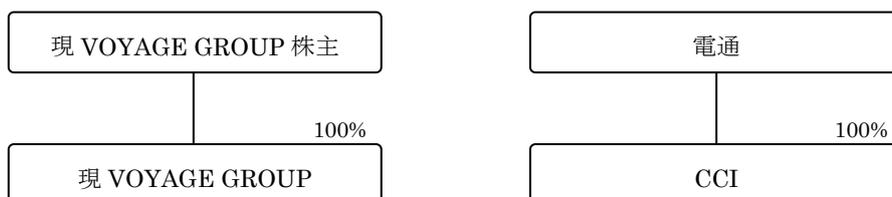
準備会社に承継させます。

③ VOYAGE GROUP及び分割準備会社の商号変更その他の定款変更

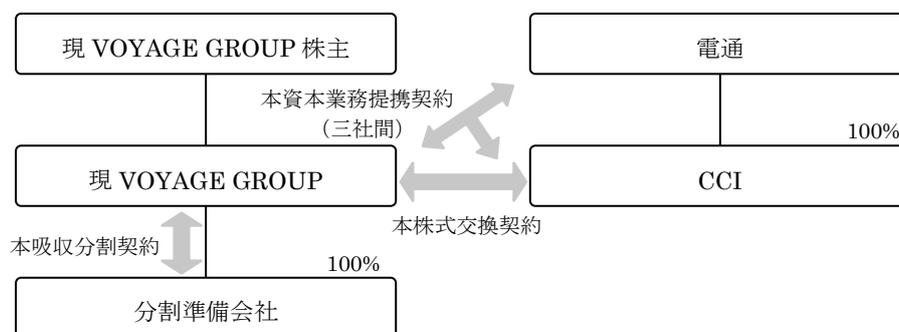
本株式交換の効力が発生していることを条件として、本統合日をもって、VOYAGE GROUPはその商号を変更し、分割準備会社はその商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更いたします。併せて、VOYAGE GROUPは、本経営統合に係る定款変更を実施いたします。

(2) 本経営統合ストラクチャー (概略図)

(i) 本経営統合前の資本関係

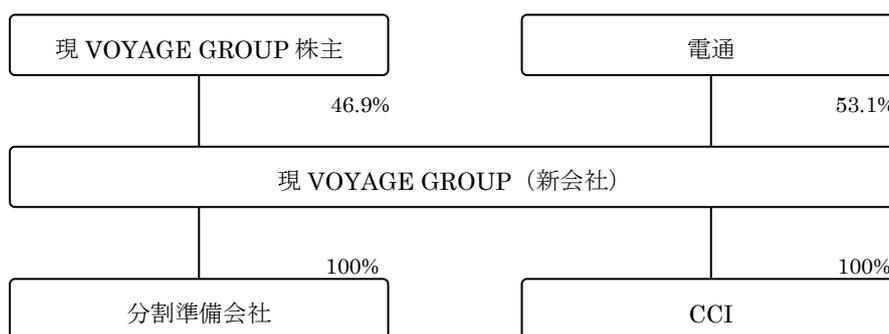


(ii) 現状 (2018年10月31日現在)

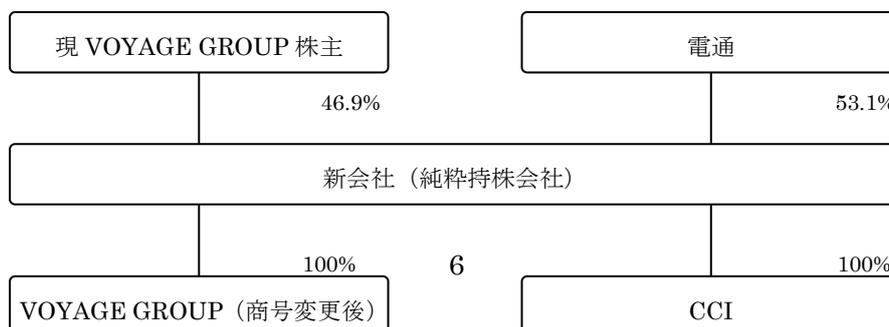


(注) 分割準備会社は2018年10月31日付にて設立

(iii) 本株式交換の実施 (2019年1月1日予定)



(iv) 本分割の実施 (2019年1月1日予定)



(注) VOYAGE GROUP及び分割準備会社は、本株式交換の効力が発生していることを条件として、本統合日をもって、商号変更予定

(3) 本経営統合後の新会社における経営体制

① 新会社の役員構成

本定時株主総会における必要な承認を前提に、本統合日における新会社の取締役の数は8名、監査役の数は4名とし、その役員構成は、次のとおりとすることを予定しております。

代表取締役会長	宇佐美 進典 (現 VOYAGE GROUP 代表取締役社長兼CEO)
代表取締役社長	新澤 明男 (現 CCI 代表取締役社長)
取締役CFO	永岡 英則 (現 VOYAGE GROUP 取締役CFO)
取締役	目黒 拓 (現 CCI 代表取締役副社長)
取締役	小林 千秋 (現 CCI 取締役副社長)
取締役	西園 正志 (現 VOYAGE GROUP 取締役)
取締役 (非常勤)	榑谷 典洋 (現 電通 執行役員)
取締役 (非常勤、社外)	齋藤 太郎 (現 VOYAGE GROUP 社外取締役)
監査役 (社外)	野口 誉成 (現 VOYAGE GROUP 監査役)
監査役 (非常勤)	根津 修二 (現 電通 電通デジタル 部長)
監査役 (非常勤)	荒木 香織 (現 CCI 監査役)
監査役 (非常勤、社外)	茂田井 純一 (現 VOYAGE GROUP 監査役)

なお、上記就任予定者については、今後の検討の結果、追加又は変更する可能性があります。

② その他

その他の本経営統合後の経営体制に係る事項については、引き続き電通、VOYAGE GROUP及びCCIの間で協議の上、本経営統合の実行時まで決定いたします。

(4) 本経営統合の日程

分割準備会社設立 (VOYAGE GROUP)	2018年10月31日
本株式交換契約締結及び本吸収分割契約締結承認取締役会 (VOYAGE GROUP)	
本株式交換契約締結承認取締役会 (CCI)	
本吸収分割契約締結承認取締役会 (分割準備会社)	
本株式交換契約締結 (VOYAGE GROUP及びCCI)	
本吸収分割契約締結 (VOYAGE GROUP及び分割準備会社)	
本株式交換契約、本吸収分割契約及び本定款変更承認第20回定時株主総会 (VOYAGE GROUP)	2018年12月上旬 (予定)
本株式交換契約承認臨時株主総会 (CCI)	
本株式交換の効力発生日 (VOYAGE GROUP及びCCI)	2019年1月1日 (予定)
本分割の効力発生日 (VOYAGE GROUP及び分割準備会社)	
商号変更その他の定款変更の効力発生日 (VOYAGE GROUP及び分割準備会社)	

上記は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続を進める中で、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得その他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

また、分割準備会社においては、本分割は会社法第796条第1項に規定する略式分割に該当するため、本吸収分割契約の承認に係る株主総会を開催いたしません。

II. 本株式交換について

1. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

前記 I. 2. (4)「本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

VOYAGE GROUPを株式交換完全親会社とし、CCIを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換により、VOYAGE GROUPは、電通が有するCCIの発行済株式の全部を取得し、電通に対してVOYAGE GROUPの普通株式を割当て交付します。本株式交換後、電通はVOYAGE GROUPの親会社となります。

本株式交換については、VOYAGE GROUPにおいては2018年12月上旬に開催予定の本定時株主総会にて、また、CCIにおいては2018年12月上旬の臨時株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、本統合日を効力発生日として行うことを予定しております。

なお、本株式交換については、本株式交換を行うにあたり必要な関係官庁の承認等が得られること等が効力発生の前提条件となります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	VOYAGE GROUP	CCI
本株式交換に係る株式の割当比率	1	26
本株式交換により交付する株式数	普通株式：13,441,506株	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

CCIの普通株式1株に対して、VOYAGE GROUPの普通株式26株を割当て交付いたします。なお、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) VOYAGE GROUPが本株式交換により交付する株式数

VOYAGE GROUPは、本株式交換により、普通株式13,441,506株を新株発行し割当て交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

CCIは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

Ⅱ. 2. (4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、VOYAGE GROUPは、第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとして島田法律事務所を、一方、電通及びCCIは、第三者算定機関としてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社（以下「デロイト」といいます。）を、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

VOYAGE GROUPと電通及びCCIとは、後記Ⅱ. 2. (4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書、それぞれの法務アドバイザーからの助言、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、VOYAGE GROUPの株価、VOYAGE GROUP及びCCIの財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。この結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至ったため、VOYAGE GROUP及びCCIは、本日開催された両社の取締役会において本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

VOYAGE GROUPの第三者算定機関である野村証券、並びに電通及びCCIの第三者算定機関であるデロイトはいずれも、VOYAGE GROUP、電通及びCCIの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村証券は、VOYAGE GROUPについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

CCIについては、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似企業が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法については、2018年10月30日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から5営業日前、1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

VOYAGE GROUP株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

VOYAGE GROUP	CCI	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	類似会社比較法	20.40～30.30
類似会社比較法	類似会社比較法	23.84～28.68
DCF法	DCF法	24.16～29.35

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、VOYAGE GROUP及びCCIから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、VOYAGE GROUP、CCI及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の本株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、VOYAGE GROUP及びCCIの各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、VOYAGE GROUP及びCCIの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の基礎として採用したVOYAGE GROUP及びCCIが作成した両社の利益計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。VOYAGE GROUPの利益計画は、2019年9月期において、前年度に特別利益が計上されたことにより、対前年度比較で当期純利益が約30%の減益となることを見込んでおり、また、インターネット広告分野の市場成長をもとにしたアドプラットフォーム事業の増収やインキュベーション事業の収益化を進めることにより、2020年9月期において、対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約60%の増益を見込んでおります。他方、CCIの利益計画は、一部顧客に対する取引形態の見直し等の影響で、2018年12月期において、対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約40%の減益となることを、2019年12月期において対前年度比較で営業利益、経常利益それぞれにおいて約30%の減益となることを見込んでおり、また、インターネット広告分野における売上成長や新規事業の拡大により、2020年12月期において対前年度比較で営業利益が約30%の増益となることを、2021年12月期において対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約50%の増益となることを見込んでおります。

一方、デロイトは、VOYAGE GROUPについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（市場株価法については、2018年10月30日を算定基準として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均値を算定の基礎としております。）を、また、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

CCIについては、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、DCF法については、VOYAGE GROUP及びCCIからそれぞれ提供された、本経営統合によるシナジー効果を加味していないスタンダード・アローンベースの財務予測を算定の基礎といたしました。

VOYAGE GROUP株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法に基づく株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

VOYAGE GROUP	CCI	株式交換比率の算定結果
市場株価法	類似会社比較法	22.8～29.8
類似会社比較法	類似会社比較法	19.6～28.1
DCF法	DCF法	20.8～31.6

デロイトは、本株式交換比率の算定に際して、VOYAGE GROUP及びCCIから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、VOYAGE GROUP、CCI及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイトの本株式交換比率の算定は、2018年10月30日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、VOYAGE GROUP及びCCIの各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、VOYAGE GROUP及びCCIの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、デロイトがDCF法の基礎として採用したVOYAGE GROUP及びCCIが作成した両社の利益計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。VOYAGE GROUPにおいては、2020年9月期に、アドプラットフォーム事業の売上回復及び新規事業の成長等によって営業利益の約60%の増加を見込んでおります。一方、CCIにおいては、インターネット広告市場の見通しや一部顧客に対する取引形態の見直し等の影響から、2019年12月期に営業利益の約30%の減少を見込んでいるものの、その後は、営業体制の再構築や新たなビジネスモデルへの取り組み等により、2020年12月期には営業利益の約30%の増加を、2021年12月期には営業利益の約50%の増加をそれぞれ見込んでおります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、VOYAGE GROUP株式は東京証券取引所市場第一部に上場されております。本株式交換を実施した場合にも、VOYAGE GROUP株式は引き続き、東京証券取引所市場第一部に上場される予定ですが、これについて、東京証券取引所の上場廃止基準（市場第一部）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、VOYAGE GROUP株式の上場は引き続き維持されますが、VOYAGE GROUPは猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

なお、CCIは非上場会社のため、該当事項はございません。

(4) 公正性を担保するための措置

VOYAGE GROUP、並びに電通及びCCIは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換の公正性を担保するために、それぞれVOYAGE GROUP、電通及びCCIから独立した第三者算定機関として、VOYAGE GROUPは野村證券を、電通及びCCIはデロイトを選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべく本株式交換比率算定書を受領しています。

なお、いずれの当事会社も各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、VOYAGE GROUPは島田法律事務所を、電通及びCCIは長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、島田法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれもVOYAGE GROUP、電通及びCCIから独立しており、三社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 独立した役員からの意見

VOYAGE GROUPの独立役員は、本経営統合の目的の合理性、本経営統合の方法の合理性、公正性を担保するための措置の妥当性、本株式交換の割当に関する両社の企業価値算定方法の合理性、両社の将来計画の合理性、算出された企業価値の合理性及び算出された本株式交換比率の合理性について、少数株主保護の観点から議論し、総合的に検討した結果、本株式交換が合理的である旨の意見を表明しております。

なお、CCIには独立役員が存在しないため、該当事項はございません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、VOYAGE GROUP、電通及びCCIの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

(1) 名 称	株式会社 VOYAGE GROUP	株式会社サイバー・コミュニケーションズ
(2) 所 在 地	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階	〒104-0045 東京都中央区築地一丁目13番1号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO 宇佐美 進典	代表取締役社長 新澤 明男
(4) 事 業 内 容	アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業	インターネット広告及び関連する下記の事業 ・ 広告の提案、企画、制作、運営 ・ 広告スペースの購入、販売

(5) 資 本 金	1,073 百万円 (2018 年 9 月末現在)	490 百万円 (2018 年 9 月末現在)
(6) 設 立 年 月 日	1999 年 10 月 8 日	1996 年 6 月 5 日
(7) 発 行 済 株 式 総 数	11,890,346 株 (2018 年 9 月末現在)	516,981 株 (2017 年 12 月末現在)
(8) 決 算 期	9 月 30 日	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	336 人 (2018 年 9 月末現在)	1,032 人 (2018 年 9 月末現在)
(10) 主 要 取 引 先	Google, Inc ヤフー(株)	ヤフー(株) Google, Inc LINE(株) Facebook, Inc Amazon Japan G. K. (株)電通 (株)電通デジタル (株)ADK デジタル・コミュニケーションズ (株)サイバーエージェント (株)オプト
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)三井住友銀行 (株)りそな銀行 (株)三菱 UFJ 銀行	(株)みずほ銀行 (株)三菱 UFJ 銀行 (株)三井住友銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	宇佐美進典 16.44% 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口) 4.31% 野村証券株式会社 4.24% VOYAGE GROUP 社員持株会 3.47% 永岡 英則 3.04% BNY GCM CLIENT ACCOUNT 2.66% JPRD AC ISG (FE-AC) (常 任代理人株式会社三菱 UFJ 銀行) 日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口) 2.30%	(株)電通 100.00%

	MSCO CUSTOMER	2.21%	
	SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)		
	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信 託口5)	1.66%	
	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信 託口1)	1.27%	
		(2018年9月末現在)	(2018年9月末現在)

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	VOYAGE GROUP 及び VOYAGE GROUP の子会社から CCI への広告商品販売の取引 があります。
関 連 当 事 者 への 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経常成績及び財務状況

決 算 期	株式会社 VOYAGE GROUP (連結)			株式会社サイバー・コミュニケーションズ			
	2016年 9月期	2017年 9月期	2018年 9月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期 (予想)
純 資 産	6,332	8,113	8,777	7,379	7,857	9,940	9,223
総 資 産	12,537	15,775	16,794	21,614	26,064	30,469	27,560
1株あたり純資産(円)	520.94	644.62	717.22	14,300	15,111	19,117	17,840
売 上 高	20,841	25,895	28,518	66,807	97,661	92,944	95,404
営 業 利 益	1,720	1,806	1,420	2,068	2,878	2,534	1,419
経 常 利 益	1,246	1,861	1,431	2,069	2,917	2,573	1,475
当 期 純 利 益	731	1,161	1,117	1,536	1,994	1,734	1,018
1株当たり当期純利益(円)	61.82	96.90	93.58	2,972	3,857	3,354	1,969
1株当たり配当金(円)	10.00	15.00	15.00	1,486.48	1,462.27	3,354.76	(未定)

(単位は百万円。ただし、特記しているものは除く。)

(注1) CCIの2015年12月期に係る事業年度は、2015年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月間です。

4. 本株式交換後の状況

後記VI. 1. 「本経営統合後の新会社の状況（予定）」をご参照ください。

5. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得の会計処理を適用する見込みです。本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

6. 今後の見通し

後記VI. 2. 「今後の見通し」をご参照ください。

III. 本分割について

1. 本分割の要旨

(1) 本分割の日程

前記I. 2. (4) 「本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本分割の方式

VOYAGE GROUPを吸収分割会社とし、VOYAGE GROUPの完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本分割に係る割当ての内容

本分割は、完全親子会社間において行われるため、本分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

VOYAGE GROUPは新株予約権を発行しておりますが、本分割によるその取扱いの変更はありません。また、VOYAGE GROUPは新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本分割により減少する資本金の額

本分割によるVOYAGE GROUPの資本金の減少はありません。

(6) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

分割準備会社がVOYAGE GROUPから承継する権利義務は、本件事業に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務（契約上の地位を含みます。）のうち、本吸収分割契約に規定されるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本分割後、VOYAGE GROUP及び分割準備会社ともに、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、本分割後の収益見込みについても、VOYAGE GROUP及び分割準備会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されていないことから、本分割後においてVOYAGE

GROUP及び分割準備会社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。なお、分割準備会社が承継する債務及び義務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

2. 本分割の当事会社の概要

本分割の吸収分割会社である VOYAGE GROUP の概要については、上記Ⅱ. 3. 「本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

本分割の吸収分割承継会社である分割準備会社の概要は以下のとおりです。

(1) 名 称	株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社 (2018年10月31日設立時現在)	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 宇佐美 進典	
(4) 事 業 内 容	アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業	
(5) 資 本 金	10百万円	
(6) 設 立 年 月 日	2018年10月31日	
(7) 発 行 済 株 式 数	400株	
(8) 決 算 期	9月30日	
(9) 純 資 産	20百万円	
(10) 総 資 産	20百万円	
(11) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社VOYAGE GROUP 100%	
(12) 当事会社間の関係	資本関係	VOYAGE GROUP100%出資の子会社
	人的関係	VOYAGE GROUPより取締役を派遣する予定です。
	取引関係	営業を開始していないため、VOYAGE GROUPとの取引関係はありません。

(注1) 分割準備会社は、2019年1月1日付で本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更する予定です。

(注2) 分割準備会社は、2018年10月31日に設立され、直前事業年度にかかる経営成績が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績は記載していません。

3. 分割する事業の概要

(1) 分割する部門の事業内容

VOYAGE GROUPの営む一切の事業（ただし、本分割及び本株式交換後に分割準備会社及びCCIの経営を管理するために必要な権利義務を除きます。）

(2) 分割する部門の経営成績 (2018年9月期)

(単位：百万円)

	分割事業実績 (a)	VOYAGE GROUP単体の実 績 (b)	比率 (a/b)
売 上	3,319百万円	3,319百万円	100.0%
売 上 総 利 益	1,488百万円	1,488百万円	100.0%
営 業 利 益	63百万円	63百万円	100.0%
経 常 利 益	△105百万円	△105百万円	100.0%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2018年9月30日現在) (単位：百万円)

資 産		負 債	
項目	帳簿価格(百万円)	項目	帳簿価格(百万円)
流動資産	6,400	流動負債	7,724
固定資産	7,244	固定負債	529
合計	13,644	合計	8,253

(注1) 上記金額は2018年9月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に本分割の効力発生日までの増減を加除した数値となります。

4. 本分割後の状況

本分割後の吸収分割会社であるVOYAGE GROUPの概要については、前記Ⅱ. 3「本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

本分割後の吸収分割承継会社である分割準備会社の概要は以下のとおりです。

(1) 名称	株式会社 VOYAGE GROUP
(2) 所在地	東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 宇佐美 進典
(4) 事業内容	アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業
(5) 資本金	現時点では確定していません。
(6) 決算期	12月31日

(注) 分割準備会社は、2019年1月1日付で本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「株式会社 VOYAGE GROUP」に変更し、また、その決算期を12月31日に変更する予定です。

5. 会計処理の概要

本分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)における「共通支配下の取引」に該当し、のれん(又は負ののれん発生益)は発生しない見込みです。

6. 今後の見通し

吸収分割承継会社である分割準備会社は、VOYAGE GROUPの100%子会社であるため、本分割が吸収分割

会社であるVOYAGE GROUPの連結業績に与える影響は軽微であります。また、VOYAGE GROUPの今後の見通しについては、後記VI. 2. 「今後の見通し」をご参照ください。

IV. 本定款変更について

1. 定款変更の理由

本経営統合に伴い、VOYAGE GROUPの現行定款第1条（商号）、第2条（目的）、第10条（基準日）、第12条（招集権者及び議長）、第21条（代表取締役及び役付取締役）、第22条（取締役会の招集権者及び議長）、第45条（事業年度）及び第47条（剰余金の配当の基準日）の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日である2019年1月1日に効力を生じる旨、取締役及び会計監査人の任期は、2019年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする旨、及び第21期事業年度は、2019年12月31日までの15ヶ月間とする旨の附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

前記I. 2. (4)「本経営統合の日程」をご参照ください。

V. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本株式交換により、その効力発生日をもって電通は新会社（現VOYAGE GROUP）の普通株式13,441,506株を新たに取得することになります。その結果、電通が保有する新会社の普通株式数の発行済株式総数（25,331,852株）に対する割合は、53.1%となり、新会社は電通の連結子会社になります。

なお、VOYAGE GROUPの主要株主で筆頭株主であった宇佐美進典は、VOYAGE GROUPの筆頭株主に該当しなくなる見込みであります。

2. 異動する株主（会社）の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社となる株主

(1) 名 称	株式会社電通
(2) 所 在 地	〒105-7001 東京都港区東新橋一丁目8番1号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 執行役員 山本 敏博
(4) 事 業 内 容	「Integrated Communication Design」を事業領域としたコミュニケーション関連の統合的ソリューションの提供、経営・事業コンサルティングなど

(5) 資 本 金	74,609 百万円 (2018 年 6 月末現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1901 年 7 月 1 日		
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 12.21% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 7.62% 一般社団法人共同通信社 6.58% (株)時事通信社 5.71% (株)電通 2.26% 電通グループ従業員持株会 2.06% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部) 1.98% (株)みずほ銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株)) 1.73% 公益財団法人吉田秀雄記念事業財団 1.73% (株)リクルートホールディングス 1.71% (2018 年 6 月末現在)		
(8) VOYAGE GROUP との関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(9) 最近 3 年間の経常成績及び財務状況			
決 算 期	株式会社電通 (連結)		
	2015 年 12 月期 (連結)	2016 年 12 月期 (連結)	2017 年 12 月期 (連結)
連 結 純 資 産	1,068,217	932,742	1,093,211
連 結 総 資 産	3,066,075	3,155,230	3,562,857
1 株あたり連結純資産 (円)	3,746.30	3,271.21	3,878.03
連 結 売 上 高	706,469	838,359	928,841
連 結 営 業 利 益	107,265	137,681	137,392
連 結 経 常 利 益	106,043	132,918	149,662
連 結 当 期 純 利 益	72,653	83,501	105,478
1 株あたり連結当期純利益 (円)	254.03	292.84	373.11
1 株あたり配当金 (円)	35.00	40.00	45.00

(単位は百万円。ただし、特記しているものは除く。)

(2) 主要株主及び筆頭株主に該当しなくなる株主

名称：宇佐美 進典

所在地：東京都新宿区

3. 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数並びに総株主の議決権の数に対する割合

(1) 電通

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2018年10月31日現在)	—	—	—	—	—
異動後	主要株主である筆頭株主及び親会社	134,415 個 (53.07%)	—	134,415 個 (53.07%)	1 位

(2) 名称：宇佐美 進典

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2018年10月31日現在)	主要株主である筆頭株主	19,547 個 (16.45%)	—	19,547 個 (16.45%)	1 位
異動後	—	19,547 個 (7.72%)	—	19,547 個 (7.72%)	2 位

4. 異動予定年月日

2019年1月1日

VI. 本経営統合後の状況

1. 本経営統合後の新会社の状況（予定）

(1) 名称	未定
(2) 所在地	東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 宇佐美 進典 代表取締役社長 新澤 明男
(4) 事業内容	グループ経営管理事業
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。
(6) 決算期	12月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

(注) VOYAGE GROUPは、2019年1月1日（予定）に、本株式交換の効力が生じることを条件として、その商号を変更し、また、その決算期を12月31日に変更する予定です。

2. 今後の見通し

本経営統合後の業績見通し等につきましては、明らかになり次第、お知らせいたします。

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社VOYAGE GROUP</u>と称し、英文では<u>VOYAGE GROUP, INC.</u>と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、_____ [注：決定次第お知らせいたします。] と称し、英文では_____ [注：決定次第お知らせいたします。] と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、販売及び保守</u></p> <p><u>2. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p><u>3. 書籍、電子書籍及び雑誌等の制作、出版、販売</u></p> <p><u>4. 経営コンサルタント業務</u></p> <p><u>5. コンピューターのシステム又はプログラムの設計技術者派遣</u></p> <p><u>6. 各システムの管理保守サービス及び総務・法務・人事・経理・広報など各種管理業務並びに教育に関する業務の受託</u></p> <p><u>7. インターネット及びカタログによる通信販売、仲介及び取次業務</u></p> <p><u>8. インターネットを利用した電子取引決済事業</u></p> <p><u>9. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカードの取扱業務</u></p> <p><u>10. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務及び取次業務</u></p> <p><u>11. 投資業</u></p> <p><u>12. 飲食店業</u></p> <p><u>13. 有料及び無料の職業紹介事業</u></p> <p><u>14. 前各号に関連する機器及びソフトウェアの販売、賃貸、輸出入、製造、加工、設置、及びメンテナンス、並びにそれらに関連するコンサルティング及び業務の受託</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>(1) 広告代理その他広告に関する事業</u></p> <p><u>(2) 出版、放送、メディア及びコンテンツに関する事業</u></p> <p><u>(3) 通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの研究、企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守及び管理に関する事業</u></p> <p><u>(4) 金融に関する事業</u></p> <p><u>(5) 株式及び有価証券の投資、保有、運用及び売買に関する事業</u></p> <p><u>(6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u></p> <p><u>(7) 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業</u></p> <p><u>(8) インターネット等を通じた商取引</u></p> <p><u>(9) 前各号に関する各種サービスの提供、研修及びコンサルティング事業</u></p> <p><u>(10) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>

<p>15. 前各号に関連する市場調査、マーケティング リサーチ請負、宣伝及び広告業</p> <p>16. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	
<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役に欠員又は事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役に欠員又は事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長</u>1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>及び<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>1名、<u>取締役社長</u>1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>及び<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役に欠員又は事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>

<p>② 取締役会においては、取締役<u>社長</u>が議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>② 取締役会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役に欠員又は事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>10</u>月1日から<u>翌年9月30</u>日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12月31</u>日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p><u>第50条 第1条(商号)、第2条(目的)、第10条(基準日)、第12条(招集権者及び議長)、第21条(代表取締役及び役付取締役)、第22条(取締役会の招集権者及び議長)、第45条(事業年度)及び第47条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの間で締結した平成30年10月31日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第51条 第20条(取締役の任期)の規定にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> <p>第52条 第43条(会計監査人の任期)の規定</p>

	<p><u>にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任又は再任された会計監査人の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> <p><u>第53条 第45条（事業年度）の規定にかかわらず、第21期事業年度は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの15ヶ月間とする。なお、本附則は、第21期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>
--	---